

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方	
<p>(1)基本構想、都市計画、市町村マスタープラン、その他の法令に基づく種々の計画との整合性について</p> <p>1) 大津市総合計画基本構想との整合について</p> <p>大津市総合計画基本構想においては、市街地の無秩序な拡大への反省を踏まえ、地域ごとの個性と魅力を高めるために7つの都市核と7つの地域核を設定し、地域特性に応じて機能の充実を図ること、自然環境や歴史的環境などの地域資源の価値を見直しながらコンパクトで活力のある市街地を形成していくことの必要性が強調されている。</p> <p>2) 大津市国土利用計画との整合について</p> <p>大津市国土利用計画においては、「七色に彩られる「水辺連鎖ネットワーク型」の都市構造」を実現するため、7つの個性ある都市核を設定している。それぞれの都市核の充実を図りそれらのネットワークによる都市構造を確立するとともに、特に重要な大津・浜大津、膳所、西大津を「中心都市核」とし、中心市街地の活性化やまちづくり三法の改正を踏まえた都市機能の集約等が位置づけられている。</p> <p>3) 大津市都市計画マスタープランとの整合について</p> <p>大津市都市計画マスタープランでは、上記の大津市総合計画基本構想・国土利用計画を受け、まちづくりの目標の1つとして「新時代にふさわしい都市構造の実現」を掲げ、中心市街地については「多様な住宅ニーズに対応した都市居住の促進および、準工業地域での大規模集客施設の立地抑制などにより中心市街地の活性化を図ることとしている。</p> <p>また、大津・浜大津地区は、西大津駅周辺、膳所駅周辺の地域拠点を含む「広域拠点」として、市内だけに限らず、草津市や京都市などの市街への広域的都市拠点として位置づけられている。</p>	

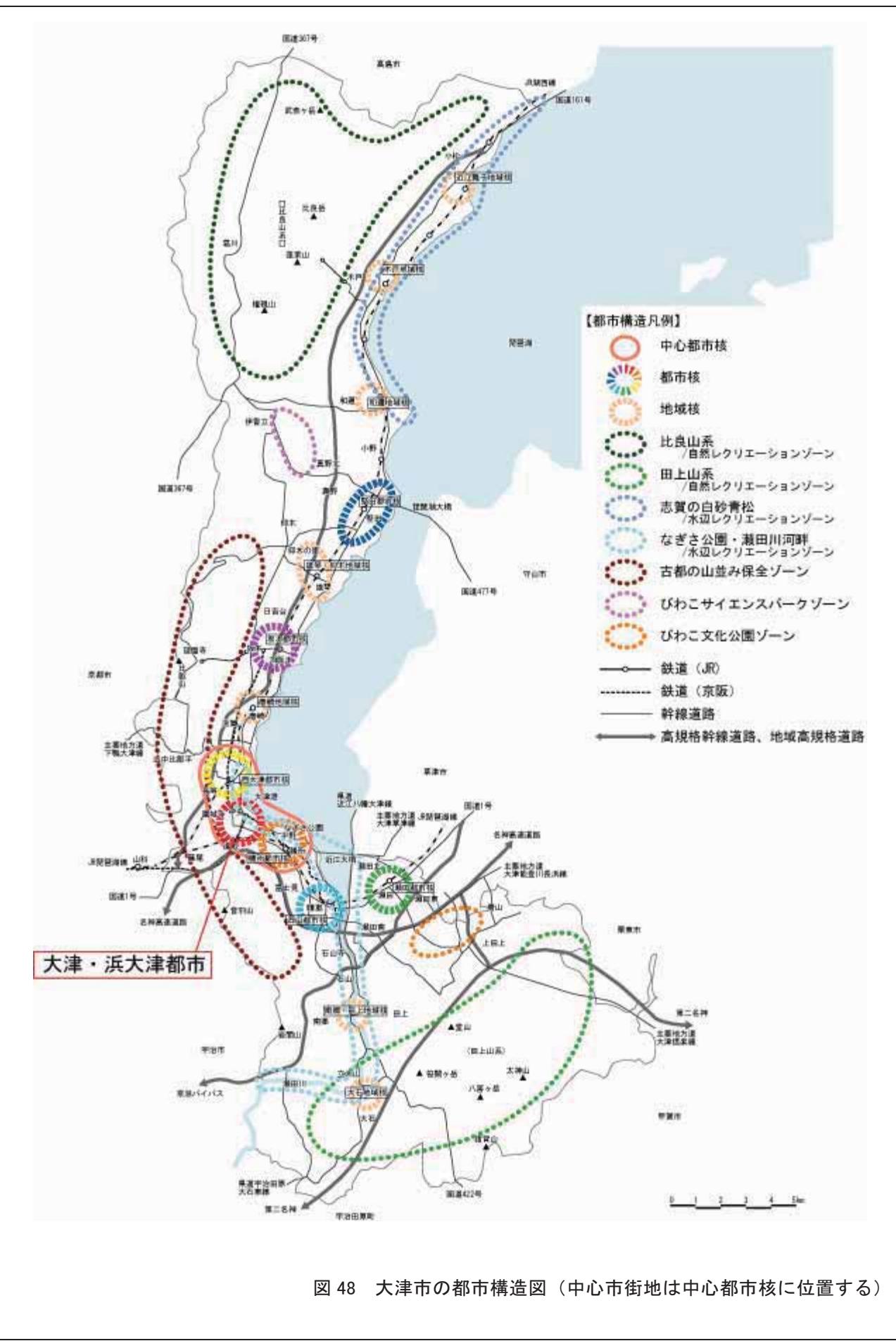


図 48 大津市の都市構造図（中心市街地は中心都市核に位置する）

〔2〕都市計画手法の活用																
(1)郊外での開発を抑制し中心市街地への都市機能集積を図るための措置																
1) 準工業地域における大規模集客施設の立地制限																
<p>大津市では、上記「[1] 都市機能の集積の促進の考え方」における中心市街地の位置づけに沿って、郊外への大規模集客施設の立地による商業機能の分散を抑制するため、準工業地域における特別用途地区等を活用した大規模集客施設の立地制限に取り組む方針を検討し、平成19年当初より調査を開始し、同年度内に準工業地域全て(247.3ha、23箇所)に特別用途地区的都市計画決定と併せて建築基準法に基づく条例により、大規模集客施設の制限を行った。</p>																
表 28 特別用途地区が適用される準工業地域の概要																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>都市計画区域名</th><th>準工業地域の数</th><th>面 積</th><th>割 合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津湖南都市計画区域</td><td>23 箇所</td><td>247.3 ha</td><td>4.3%</td></tr> </tbody> </table>		都市計画区域名	準工業地域の数	面 積	割 合	大津湖南都市計画区域	23 箇所	247.3 ha	4.3%							
都市計画区域名	準工業地域の数	面 積	割 合													
大津湖南都市計画区域	23 箇所	247.3 ha	4.3%													
表 29 都市計画特別用途地区的決定までのスケジュール																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成 19 年 11 月 6 日～11 月 26 日</td><td>特別用途地区の意見募集（パブリックコメント）</td></tr> <tr> <td>平成 20 年 1 月 22 日、23 日、24 日</td><td>地元説明会実施</td></tr> <tr> <td>平成 20 年 1 月 25 日</td><td>県知事協議申し出</td></tr> <tr> <td rowspan="2">平成 20 年 2 月 1 日～15 日</td><td>都市計画案の公告</td></tr> <tr> <td>都市計画案の縦覧</td></tr> <tr> <td>平成 20 年 2 月 22 日</td><td>大津市都市計画審議会への諮問、答申</td></tr> <tr> <td>平成 20 年 3 月</td><td>県知事同意</td></tr> <tr> <td>平成 20 年 4 月 1 日</td><td>決定広告</td></tr> </tbody> </table>		平成 19 年 11 月 6 日～11 月 26 日	特別用途地区の意見募集（パブリックコメント）	平成 20 年 1 月 22 日、23 日、24 日	地元説明会実施	平成 20 年 1 月 25 日	県知事協議申し出	平成 20 年 2 月 1 日～15 日	都市計画案の公告	都市計画案の縦覧	平成 20 年 2 月 22 日	大津市都市計画審議会への諮問、答申	平成 20 年 3 月	県知事同意	平成 20 年 4 月 1 日	決定広告
平成 19 年 11 月 6 日～11 月 26 日	特別用途地区の意見募集（パブリックコメント）															
平成 20 年 1 月 22 日、23 日、24 日	地元説明会実施															
平成 20 年 1 月 25 日	県知事協議申し出															
平成 20 年 2 月 1 日～15 日	都市計画案の公告															
	都市計画案の縦覧															
平成 20 年 2 月 22 日	大津市都市計画審議会への諮問、答申															
平成 20 年 3 月	県知事同意															
平成 20 年 4 月 1 日	決定広告															
表 30 特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成 20 年 1 月</td><td>地方検察庁協議</td></tr> <tr> <td>平成 20 年 1 月 22 日～2 月 4 日</td><td>意見募集（パブリックコメント）</td></tr> <tr> <td>平成 20 年 2 月</td><td>議会（議案提出）</td></tr> <tr> <td>平成 20 年 4 月 1 日</td><td>施行</td></tr> </tbody> </table>		平成 20 年 1 月	地方検察庁協議	平成 20 年 1 月 22 日～2 月 4 日	意見募集（パブリックコメント）	平成 20 年 2 月	議会（議案提出）	平成 20 年 4 月 1 日	施行							
平成 20 年 1 月	地方検察庁協議															
平成 20 年 1 月 22 日～2 月 4 日	意見募集（パブリックコメント）															
平成 20 年 2 月	議会（議案提出）															
平成 20 年 4 月 1 日	施行															

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等			
(1)中心市街地における大規模建築物等既存ストックの現況			
表 31 中心市街地周辺における 10,000 m ² 以上の大規模小売店舗の立地状況			
区分	店舗名等	店舗面積 (m ²)	開業年
中心市街地	大津パルコ	22,711	1996 年
上記以外の 商業地	西武大津ショッピングセンター	25,176	1976 年
	平和堂瀬田店	11,711	1987 年
	レークモール坂本店	10,633	1993 年
	パワーセンターハイツ	16,110	1994 年
	西大津ショッピングセンター	23,172	1996 年
	スーパーセンターハイツミヤ堅田店	13,300	2005 年
市街化調整区域	なし		

(2)庁舎などの行政機関、病院、学校等の立地状況

表3 中心市街地の主な公共・公益施設一覧（再掲）

○行政機関等		○文化・教養・観光施設(公民館等を含)	
滋賀県警察本部	京町四丁目1-2	逢坂市民センター	京町三丁目1-3
中消防署大津水上出張所	浜大津五丁目1	中央市民センター	中央二丁目2-5
男女共同参画センター	浜大津四丁目1-1(明日都浜大津1F)	大津公民館(公立)	島の関14-1
市民活動センター	浜大津四丁目1-1(明日都浜大津1F)	市民会館	島の関14-1
滋賀県庁	京町四丁目1-1	図書館	浜大津二丁目1-3
ハローワーク大津	中央四丁目6-52	スカイプラザ浜大津	浜大津一丁目3-32
滋賀行政評価事務所	御幸町6-7	社会教育会館	浜大津一丁目4-1
大津地方法務局	京町三丁目1-1(法務合同庁舎)	教育相談センター	浜大津二丁目1-35
大津地方検察庁	京町三丁目1-1(法務合同庁舎)	国際交流サロン	浜大津四丁目1-1(明日都浜大津2F)
大津社会保険事務所	打出浜13-5	ふれあいプラザ(貸室)	浜大津四丁目1-1(明日都浜大津4・5F)
大津税務署	中央四丁目6-55	大津駅観光案内所	春日町1-3(JR大津駅2F)
大津中央郵便局	打出浜1-4	まちなか交流館	長等二丁目9-1
滋賀労働局	御幸町6-6	大津祭曳山展示館	中央一丁目2-27
大津地方裁判所	京町三丁目1-2	琵琶湖文化館	打出浜1-1
大津家庭裁判所	京町三丁目1-2	びわ湖ホール	打出浜15-1
滋賀会館	京町三丁目4-22	滋賀県体育文化館	京町三丁目6-23
滋賀県厚生会館 本館・別館	京町四丁目3-28	(財)滋賀県教育会館	梅林一丁目4-15
滋賀県建設会館	におの浜一丁目1-18	ピアザ淡海	におの浜一丁目1-20
滋賀県生活衛生会館	打出浜13-22	○福祉施設	
近畿農政局滋賀農政事務所	打出浜3-49	総合保健センター(市立)	浜大津四丁目1-1(明日都浜大津2・3F)
浜大津交番	浜大津四丁目1-1	子育て総合支援センター(市立)	浜大津四丁目1-1(明日都浜大津3F)
大津駅前交番	春日町1-57	中すこやか相談所(市立)	浜大津四丁目1-1(明日都浜大津5F)
○教育機関		中地域包括支援センター(市立)	浜大津四丁目1-1(明日都浜大津5F)
大津幼稚園(市立)	島の関1-50	老人福祉センター(市立)	打出浜1-5
愛光幼稚園(民間)	末広町6-6	デイサービスセンターまつもと	松本二丁目12-26
中央小学校(市立)	島の関1-60	勤労福祉センター	打出浜1-6
県立守山養護学校大津校舎	長等一丁目1-29	勤労者体育センター	打出浜1-6
○郵便局		シルバー人材センター	中央二丁目2-5(中央市民センター3F)
大津松本郵便局	松本二丁目10-12	浜大津保育園	浜大津四丁目1-1(明日都浜大津3F)
大津駅前郵便局	御幸町4-2	近松保育園(民間)	札の辻4-26
浜大津郵便局	浜大津四丁目1-1		
大津京町郵便局	京町一丁目1-23		

表33 ベッド数100床以上の病院

	中心市街地	中心市街地外
施設数	1	6

表34 教育施設の立地状況

施設区分	中心市街地	中心市街地外
幼稚園	1 (市)	33 (市) 1 (国) 8 (私)
小学校	1 (市)	35 (市) 1 (国)
中学校	1 (市)	17 (市) 1 (国) 1 (私)
高等学校	0	11 (県) 2 (私)
大学	0	2 (国) 4 (私)

[4] 大規模小売店舗立地法特例区域の指定

(1) 第二種大規模小売店舗立地法特例区域（浜大津アーカス及び琵琶湖ホテル立地区域）

平成 22 年 1 月に開催された第 11 回中心市街地活性化協議会において浜大津アーカスおよび琵琶湖ホテルを含む一体の区域を中心市街地の活性化に関する法律第 55 条第 1 項に基づく第二種大規模小売店舗立地法特例区域として指定するよう滋賀県に要請することが議決された。大津市においては、基本計画事業である琵琶湖湖畔エコツーリズム事業で整備された「湖の駅」の事業拡大に伴う増床にあたって、手続きを簡素化することによって、効果的な事業展開を図るとともに周辺地域への経済活性化の波及効果が期待されることなどから滋賀県に要請を行った。要請後は、住民説明会の開催や大津市との協議を経て滋賀県による特例区域案の公告・縦覧が行われ平成 23 年 3 月に指定された。

なお、滋賀県と大津市との協議の結果、区域を必要最小限、限定的とするため当初、大津市中心市街地活性化協議会で審議いただいた区域より縮小（現況でアーカスの駐車場となっている部分を除いている）し、指定を行っている。

図 49 指定区域位置図



表 32 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の指定までのスケジュール

平成 21 年 9 月 9 日	第 10 回中心市街地活性化協議会において特例区域の指定要請に関して要望
平成 21 年 9 月～ 平成 22 年 1 月	関係者への制度と進め方についての説明・意見聴取・意見調整
平成 22 年 1 月 26 日	第 11 回中心市街地活性化協議会において特例区域の指定要請に関して議決
平成 22 年 3 月 19 日	大津市から滋賀県に要請書提出
平成 22 年 3 月 ～11 月	協議（大規模小売店舗立地審議会委員に対する説明・意見聴取、 県庁関係課への事前説明・意見照会）
平成 22 年 12 月 13 日	住民説明会の開催
平成 23 年 2 月 16 日 ～3 月 2 日	特例区域案の公告・縦覧
平成 23 年 3 月 18 日	特例区域の決定・公告

[5] 都市機能の集積のための事業等

1.市街地の整備改善のための事業等

- ・大津駅西地区第一種市街地再開発事業
- ・大津駅西第一土地区画整理事業
- ・大津駅西第一土地区画整理事業 ((都) 春日町線)
- ・大津駅西地区住宅市街地総合整備事業
- ・大津駅前商店街 (寺町通り) 再生事業
- ・大津地方合同庁舎整備事業
- ・滋賀県警察本部庁舎整備事業

2.都市福利施設を整備する事業

- ・複合的生活支援センター整備事業
- ・再開発ビルの改修・活用 (地域創造支援事業)
- ・町家キャンパス整備運営事業
- ・文化伝承サロン整備事業
- ・民間人材研修センター整備事業
- ・市民会館リニューアル活用事業
- ・まちなか交流館整備運営事業
- ・既存施設活用事業 (地域創造支援事業)

3.居住環境の向上のための事業

- ・木造住宅耐震改修支援事業
- ・高齢者向け優良賃貸住宅供給事業
- ・町家じょうほうかん整備・運営事業

4.商業の活性化のための事業及び措置

- ・旧大津公会堂 (社会教育会館) テナントミックス施設整備事業
- ・空き店舗・空き家等活用支援事業
- ・町家等活用事業
- ・外国人向け長期滞在型町家宿泊施設整備事業

5.公共交通の利便性等のための事業及び措置

- ・まちなか循環バス運行事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 中心市街地活性化に向けた試行的な取り組みの実施

大津市では、旧中心市街地活性化基本計画策定以後、中心市街地をフィールドとした様々な民間の取り組みが生まれ、活性化を目的とした各種事業を実施している。その結果、市民を中心とした人材が育ち、また学生など新たなまちづくりの担い手が参加しつつあり、それら主体間の緩やかなネットワークが形成されている。これは活性化に向けた大きな強みであり、今後も多様な連携による取り組みを継続しながら、活性化の担い手を育成していく。

○大津まちなか元気回復委員会

平成15年12月、中心市街地を構成する長等、中央、逢坂の3学区の自治連合会長の呼びかけにより大津まちなか元気回復委員会が設立された。

高齢化が進み、商店街に空き店舗の目立つ中心市街地を活性化させるために、まず住民が主体的に活性化への動きを起こすことが大切であると考え、社会教育会館の保存・利活用策の検討をはじめとして、大津まちなかヘッドラインニュースの発行やまちなかの魅力を再発見してPRする観光マップづくりなど様々な活動を実施している。

○大津百町の町家再生研究会

大津市では、大津百町の町家の良さや現状などを理解することとあわせ、大津百町の街並み再生に向けた機運を盛り上げるため、町家を実験的に再生・利活用していくモデル事業（改修助成事業）などについて検討する「大津百町の町家再生研究会」を平成17年7月に設置した。

研究会では、「曳山と祭ちょうちんの似合うまちなみ」を目指し、平成18年度において、モデル事業の導入に必要となる「地域住民によるまちづくりの推進」や「建物修景・活用ガイドライン（案）の検討」を行った。

○大学との連携による中心市街地活性化の取り組み

立命館大学、龍谷大学の学生によるまちなかをフィールドとした研究を地域と連携して実施する取り組みを行っている。

大津百町・まちづくりだより

発行・販売会社 大津市百町のまちづくり委員会 TEL:0507 大津市京町3丁目4-4 | 社会貢献企画室 Tel: 077-524-9222 Fax: 077-524-9223

●「曳山と祭りのまちづくり」をめざして。

2年前から準備を進めてきた、大津百町の町家を活かすまちづくりは、今年度、立命館大学の高田昇教授を座長として選出し、「大津百町の町家再生研究会」が発足し、先端事例の調査や重点エリアの選定、そこでの連携調査等を行なってきました。

先行して取り組む重点エリアとしては、歴史的な町家や町家の分布状況等から、旧東海道の京町通り沿いがふさわしいと考えています。

そこで、10月28日・29日の両日には、地区的皆さんにお声かけをさせていただき、説明会を開催しました。当日は、「曳山と祭りのまちづくり」として再生することが重要なことの意見が出されると一方で、行政とのおしつけは嫌だとの意見もありました。今後はまちづくりや祭りに街家を活かすため、皆さんと相談する懇親会をもっていこうと申し合せています。

①京町通りのまちづくりルールづくり
地域の皆さん同士で「曳山と祭りのまちづくり」まちづくりのルールを検討してはどうでしょうか。

②建物修繕・活用支援の制度づくり
まちづくりのルールに沿った改修・活用を行う方への技術的・資金的な支援を地域の皆さんとともに検討します。

③まちづくり団体
京町通りのまちづくり活動やまちづくりのルールを運用する組織について検討したいと思います。

④(仮称)大津町家活用情報館
街家の持ち主と初家を使いたい人の相談をすると、空き家が有効に活かせます。

図 50 大津百町の町家再生研究会ニュース(左上)

図 51 まちなか大津ヘッドラインニュース(右下)

○大津寺町通り再生に関する取り組み

大津市中心市街地の玄関口として、大津駅前商店街の活性化とあわせ、歩道の拡幅、ファサード整備、テナントミックスを組み合わせた複合的な事業展開を進めるため、地元商店街や自治会での勉強会やアンケート、個別相談、ニュース発行等を行ない合意形成に努めた。

◆ 寺町通り活性化の方針をまとめます ◆

寺町通り活性化方針をまとめました。この方針は、寺町通りの活性化を目的とした取り組みを実施するにあたり、現状の課題や目標などを明確にし、実施する取り組みや実現する結果を示すものです。また、方針を実現するための組織構造や運営体制を示すとともに、実施する取り組みの実現に向けた具体的な方針を示すものです。

寺町通り活性化方針は、寺町通りの活性化を目的とした取り組みを実施するにあたり、現状の課題や目標などを明確にし、実施する取り組みや実現する結果を示すものです。また、方針を実現するための組織構造や運営体制を示すとともに、実施する取り組みの実現に向けた具体的な方針を示すものです。

◆ 寺町通り活性化方針 ◆

寺町通り活性化方針は、寺町通りの活性化を目的とした取り組みを実施するにあたり、現状の課題や目標などを明確にし、実施する取り組みや実現する結果を示すものです。また、方針を実現するための組織構造や運営体制を示すとともに、実施する取り組みの実現に向けた具体的な方針を示すものです。

◆ 寺町の活性化を進めるため、「活性化」へ ◆

寺町の活性化を進めるため、「活性化」へ。この方針は、寺町通り活性化方針を基に、寺町通りの活性化を目的とした取り組みを実施するにあたり、現状の課題や目標などを明確にし、実施する取り組みや実現する結果を示すものです。また、方針を実現するための組織構造や運営体制を示すとともに、実施する取り組みの実現に向けた具体的な方針を示すものです。

◆ まちづくりニュース4 ◆

寺町自治会・胡麻会を開催しました ◆

寺町自治会・胡麻会を開催しました。この会議は、寺町通り活性化方針の実現に向けた取り組みを実施するにあたり、現状の課題や目標などを明確にし、実施する取り組みや実現する結果を示すものです。また、方針を実現するための組織構造や運営体制を示すとともに、実施する取り組みの実現に向けた具体的な方針を示すものです。

◆ 寺町通り活性化方針 ◆

寺町通り活性化方針は、寺町通りの活性化を目的とした取り組みを実施するにあたり、現状の課題や目標などを明確にし、実施する取り組みや実現する結果を示すものです。また、方針を実現するための組織構造や運営体制を示すとともに、実施する取り組みの実現に向けた具体的な方針を示すものです。

◆ 寺町の活性化を進めるため、「活性化」へ ◆

寺町の活性化を進めるため、「活性化」へ。この方針は、寺町通り活性化方針を基に、寺町通りの活性化を目的とした取り組みを実施するにあたり、現状の課題や目標などを明確にし、実施する取り組みや実現する結果を示すものです。また、方針を実現するための組織構造や運営体制を示すとともに、実施する取り組みの実現に向けた具体的な方針を示すものです。

図 52. まちづくりニュース



写真6 勉強会の様子

○「大津百町町家じょうほうかん」の試験的取り組み

大津百町の歴史を今に伝える町家の保存・再生に向けて、町家の所有者と町家を借りたい人を支援するための「大津百町町家じょうほうかん」の試験運営のため、「特定非営利活動法人大津祭曳山連盟」に委託し、空き町家調査、「大津百町市」開催などに取り組み、建築士会や専門家との協力体制を確立した。



図53 大津百町市チラシ

(2) 認定後における中心市街地の活性化に関する動き

認定後、基本計画に掲げる事業は過去の試験的な活動をもとに地域住民の積極的な参画と主体をもった活動により着実な実施とともに一定の成果を挙げている。それら事業の進捗に伴い活性化の機運が広まりつつある中で、新たに活性化に寄与する活動が行われ始めている。今後はこれら活動を契機に今までともに活動してきた主体だけでなく、新たな主体の巻き込みを図りながら新規事業の掘り起こしと効果的な事業実施を進めていく。また、直接的に事業実施に関連するものだけでなく、法的措置による位置づけなど今後の事業の補完や助長を促すソフト面での動きもあり、これら一体の活動を追い風とし活性化を目指す。

①びわ湖大津秋の音楽祭（平成 21 年度～）

びわ湖ホールをはじめとした中心市街地で文化・芸術活動を実施、または振興を図っている 15 の団体等がびわ湖の自然景観やまちなかの歴史資源と芸術・文化を結びつけたイベント等事業を行うことで活性化を目指している。

本事業はおもてなし情報発信プロジェクトにおいて企画され、平成 21 年度に試験実施し平成 22 年度にはびわ湖大津秋の音楽祭運営協議会によって本格実施された。期間中に各団体で実施されるイベント等を一挙に掲載したイベントカレンダーの発行による一体的な情報発信やびわ湖湖岸の特設ステージなどにおいて共同でコンサート等イベントを実施している。



図 54 びわ湖大津秋の音楽祭イベントカレンダー表紙



写真 7 大津ジャズフェスティバル (H22)

「ジャズと一緒に街歩き」をテーマに市民団体が主催で、まちなかを会場にジャズライブを開催

②高度地区拡充～商業系及び工業系用途地域における高さ規制～（平成 20 年度～）

高層ビルの建設等によって損なわれる景観の保全に対して、「市街地における適切な高度利用のあり方」や「古都大津にふさわしい姿」という観点から都市の賑わいと発展を見据え将来に誇れる風格あるまちづくりを目指すため、平成 20 年度から「市街地における高度利用のあり方検討委員会」を設置し、新しい高さのルールの検討が行われた。平成 22 年 3 月に当委員会から商業系用途地域及び工業系用途地域において地域ごとにメリハリのある規制の必要性について大津市に提言されたことを受け、市において規制案の検討が行われ、大津市都市計画審議会での審議を経て平成 23 年 1 月に高度地区が拡充された。

区分	用途地域・容積制限	高さ
高度地区規制 基本地域	商業地域 400%超える	指定なし
	商業地域 400%以下	45m
	近隣商業地域（300%）	45m
	近隣商業地域（200%）	31m
	準工業地域	31m
	工業地域	31m
個別地区	堅田地域の浮御堂周辺の湖岸地域	15m
	園城寺から琵琶湖を眺望できる地域	31m
	瀬田の唐橋から南側の地域	31m

図 55 高度地区規制

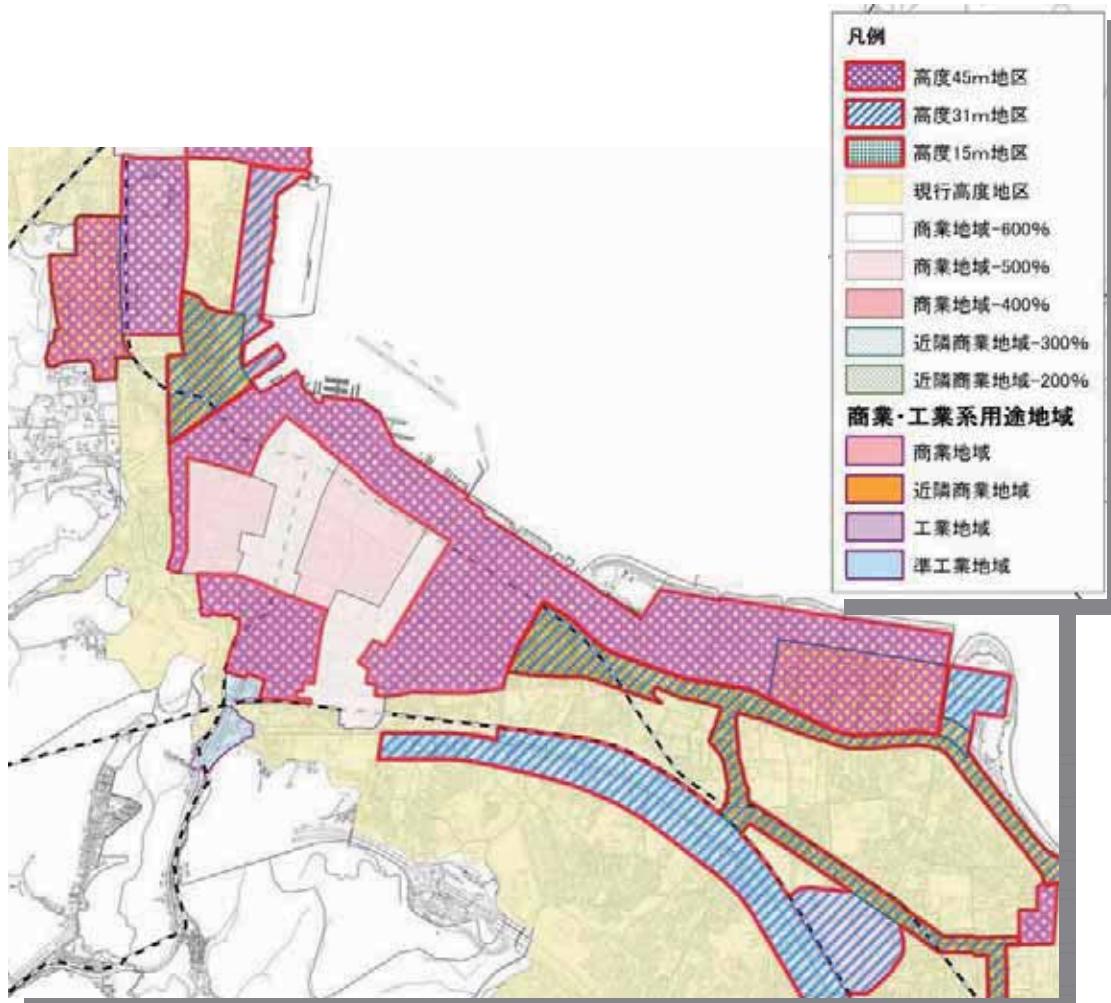


図 56 中心市街地における拡充地域図

③大津市バリアフリー構想の策定について（平成 21 年～）

平成 18 年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行に伴い、公共交通機関や公共施設等において一体的なバリアフリー推進に向けた基本構想を策定するため、平成 21 年から学識経験者、高齢者・障害者団体関係者、市民等からなる「大津市交通バリアフリー推進協議会」を設置し協議が重ねられ、平成 22 年 3 月に大津市バリアフリー基本構想が策定された。本構想では中心市街地をエリアに含む「JR 大津駅・京阪浜大津駅周辺地区」、「JR 膳所駅・京阪膳所駅周辺地区」の 2 地区をバリアフリー重点地区として設定し、平成 32 年を目標期間として鉄道、道路、施設等管理者等が連携しバリアフリーの整備を図っていくこととしている。

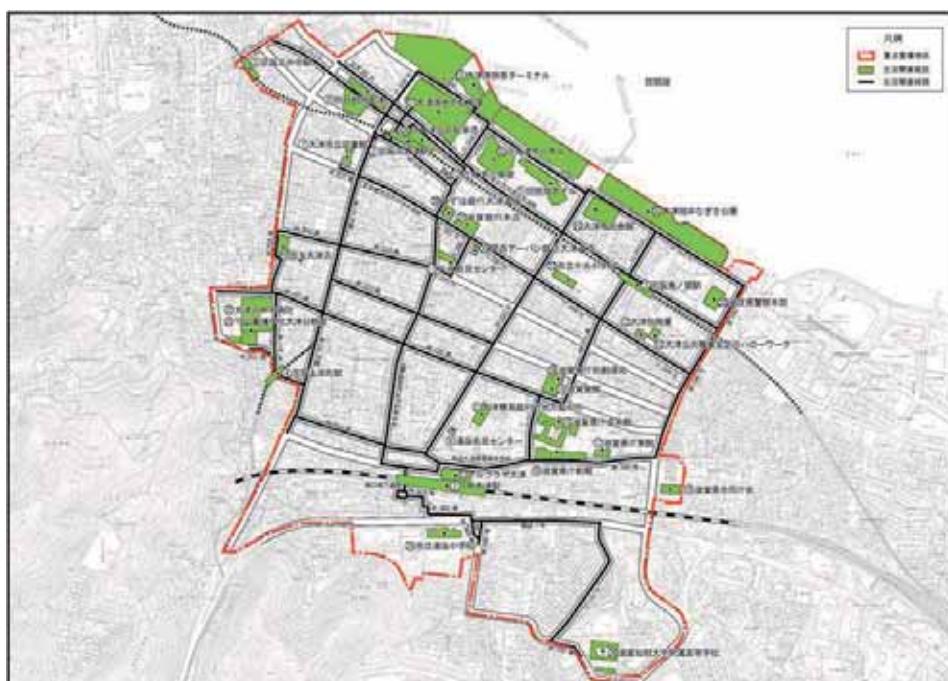


図 57 JR 大津駅・京阪浜大津駅周辺地区



図 58 JR 膳所駅・京阪膳所駅周辺地区

④県庁周辺の県有施設における土地利用等の方向性に関する検討について（平成 21 年度～）

県庁周辺には利用していない、また今後利用の予定がない県有施設が立地しており、これら施設について、今後の土地利用等の方向性の検討が平成 21 年度より滋賀県において進められている。平成 21 年度に将来構想の骨子案が作成され、平成 22 年に学識者等からなる県庁周辺の将来構想検討会が設置され同年 9 月に「県庁周辺の将来構想」が策定された。

本構想における土地利用の方向性を考えるステップに基づき、滋賀県での直接利用が検討されたが予定がないことから、今後はこれら施設が中心市街地に立地するものであり、本構想での基本的な考え方にもある「活性化の観点」から土地利用方策等について検討が進められる。



図 59 県庁周辺の検討施設

◆土地利用の方向性を考える 3 つのステップ

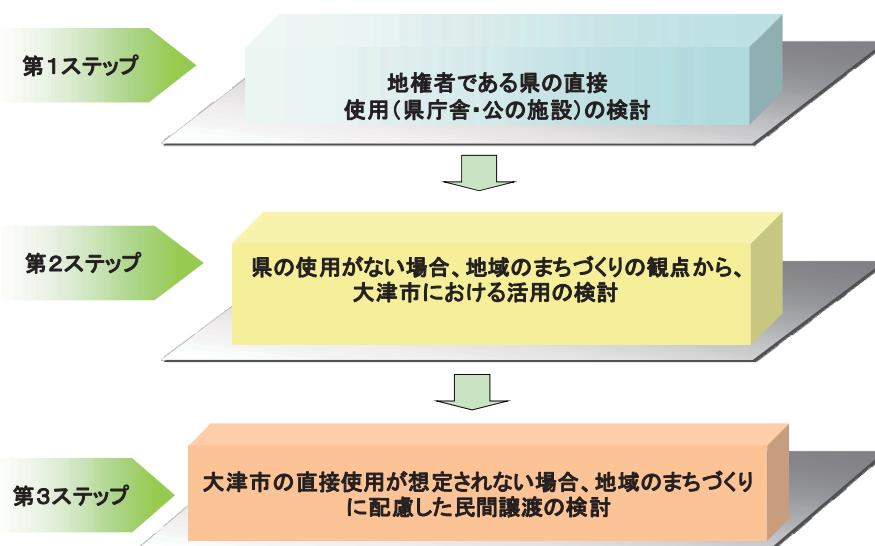


図 60 土地利用の方向性を考える 3 つのステップ

⑤大津市都心地区温暖化対策地域協議会（平成 22 年度～）

地球温暖化対策として、二酸化炭素排出量を削減し環境負荷の小さい地域づくりを実現するための事業を支援する「チャレンジ 25 地域づくり事業」（環境省）に関西電力㈱が主体となり応募し、大津市の都心地区がモデル地区として採択された。産官学民により大津市都心地区温暖化対策地域協議会が設置され、小学生を対象とした環境学習や EV シェアリング等によるノーマイカー観光可能性社会実験、グリーンカーテン設置による日射軽減効果測定などの実証実験が行われ、都心地区を舞台とした温暖化防止に向けた事業化の可能性について検討が進められている。



図 61 対象区域図



写真 8 小学生を対象とした環境学習



写真 9 グリーンカーテン設置による
日射軽減効果測定

⑥大津百町の歴史的資源を活かしたまちづくり研究会（平成 22 年度～）

中心市街地には活用が望まれる歴史的資源が多く残されており、これら資源を有効に活用することによって、まちなかの魅力を向上させにぎわい溢れるまちづくりを構築するため、平成 22 年 6 月に学識者、地元住民、まちづくり活動団体、大津市からなる大津百町の歴史的資源を活かしたまちづくり研究会を設置し活用方策について検討が進められた。

本研究会では、大津百町の骨格を形成する旧東海道沿道を重点的かつ戦略的に事業を展開していくエリアとして定め、フォーラムによる市民の意見を取り入れながら具体的な整備方策を取りまとめ大津市に提言した。



図 62 歴史的資源の活用・整備方針（全体整備方針図）



図 63 歴史的資源の活用・整備方針（個別具体整備方針イメージ図）

[2] 都市計画との調和等

(1) 基本構想、都市計画、市町村マスターplan、その他の法令に基づく種々の計画との整合性について

1) 大津市総合計画基本構想との整合について（再掲）

大津市総合計画基本構想においては、市街地の無秩序な拡大への反省を踏まえ、地域ごとの個性と魅力を高めるために7つの都市核と7つの地域核を設定し、地域特性に応じて機能の充実を図ること、自然環境や歴史的環境などの地域資源の価値を見直しながらコンパクトで活力のある市街地を形成していくことの必要性が強調されている。

2) 大津市国土利用計画との整合について（再掲）

大津市国土利用計画においては、「七色に彩られる「水辺連鎖ネットワーク型」の都市構造」を実現するため、7つの個性ある都市核を設定している。それぞれの都市核の充実を図りそれらのネットワークによる都市構造を確立するとともに、特に重要な大津・浜大津、膳所、西大津を「中心都市核」とし、中心市街地の活性化やまちづくり三法の改正を踏まえた都市機能の集約等が位置づけられている。

3) 大津市都市計画マスターplanとの整合について（再掲）

大津市都市計画マスターplanでは、上記の大津市総合計画基本構想・国土利用計画を受け、まちづくりの目標の1つとして「新時代にふさわしい都市構造の実現」を掲げ、中心市街地については「多様な住宅ニーズに対応した都市居住の促進および、準工業地域での大規模集客施設の立地抑制などにより中心市街地の活性化を図ることとしている。

また、大津・浜大津地区は、西大津駅周辺、膳所駅周辺の地域拠点を含む「広域拠点」として、市内だけに限らず、草津市や京都市などの市街への広域的都市拠点として位置づけられている。

[3] その他の事項

特になし

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	(1. [5] 大津市中心市街地活性化に向けた基本方針に記載) 大津市の中心市街地が目指す基本方針は国 の基本方針の内容と適合している。
	認定の手続	(9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項に記載) 認定に当たっては大津市中心市街地活性化協議会と協議を行い、答申を受けてい る。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	(2. [3] 中心市街地要件に適合していることの説明に記載) 中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件（集積要件、支障要件、発展要件）を満たしている。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	(9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載) 市の推進体制、協議会との関係、客観的現状分析等及び各種事業との連携・調整において、十分に取り組んでいる。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	(10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項に記載) 大津市の各種計画において、中心市街地活性化とコンパクトなまちづくりに取り組むことが明確になっている。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	(11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項に記載) 活性化に向けた多様な連携による取り組みを継続しながら、活性化の担い手を育成していく。

第2号基準 基本計画の実施が中心 市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	(4.～8.の事業に関する事項に記載) 目標を実現するための事業を記載している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	(3. 中心市街地の活性化の目標に記載) 記載している各事業の実施により、明確な効果が期待でき、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明している。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確實に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	(4.～8.の事業に関する事項に記載) 概ねの事業において、事業主体が特定されている。
	事業の実施スケジュールが明確であること	(4.～8.の事業に関する事項に記載) 全ての事業について、事業期間内に完了または着手できる見込みである。